

とみさと農業気候変動対策支援事業補助金交付要綱

(令和7年4月1日告示第79号)

改正 令和8年3月26日告示第42号

富里市夏季の高温対策支援事業補助金交付要綱（令和6年告示第31号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、異常高温等の気候変動や微小害虫が媒介するウイルス病による農作物等の生産量及び品質の低下を軽減するための効果的な資材の導入によって適応技術の普及を促進することにより、生産地としての維持発展を図ることを目的として、とみさと農業気候変動対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することに関し、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 認定農業者又はこの要綱に基づく事業（以下「補助事業」という。）を実施し、3年以内に認定農業者になることが見込まれる者若しくは認定新規就農者

イ 本市の住民基本台帳に記録されている個人事業主である農業者

ウ 定款において市内に主たる本店又は事務所の所在地を置いている農業生産法人又は農事組合法人

(2) 販売又は出荷をする目的で、夏季に園芸用パイプハウス、低コスト耐候性ハウス等又はトンネル栽培で、野菜又は花きの栽培を行う者

(3) 千葉県その他の団体が実施する同種の補助金の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
（補助対象経費及び補助率）

第3条 補助の対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。

（交付申請）

第4条 事業主体は、補助金の交付の申請をしようとするときは、補助事業の着手前までに、とみさと農業気候変動対策支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) とみさと農業気候変動対策支援事業実施計画書（別記第2号様式）
- (2) 見積書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第5条 市長は、前条に規定する交付申請があつたときは、速やかに内容を審査し、適正と認めた場合は、とみさと農業気候変動対策支援事業補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により当該申請者通知するものとする。

（実績報告）

第6条 事業主体は、補助事業が完了したときは、規則第15条の規定により事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書にとみさと農業気候変動対策支援事業補助金実績報告書（別記第4号様式）及び次に掲げる書類を添えて、市長に提出しな

なければならない。

- (1) とみさと農業気候変動対策支援事業実施報告書（別記第5号様式）
- (2) 契約書又は請求書の写し
- (3) 領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第7条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めた場合は、とみさと農業気候変動対策支援事業補助金交付確定通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

（交付の請求）

第8条 事業主体は、補助金の交付を請求しようとするときは、とみさと農業気候変動対策支援事業補助金交付請求書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第9条 事業主体は、規則第19条の規定により補助金を概算払又は前金払により交付を受けようとするときは、補助金等概算払（前金払）等交付請求書を市長に提出しなければならない。

（暴力団密接関係者）

第10条 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する法人その他の団体）とする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和8年3月26日告示第42号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第3条関係）

事業区分	補助対象経費	補助対象品目	補助率
1 高温対策	異常高温及び微小害虫が媒介するウイルス病等	(1) 遮光ネット	事業費の3分の1以内（1円未満切捨て）
(1) 園芸用パイプハウス	による農作物等の生産量や品質	(2) 遮光カーテン	
(2) 低コスト耐候性ハウス等		(3) 遮熱フィルム	
		(4) 土壌水分測定器	
		(5) 換気用天窓・妻面窓	

	の低下を軽減するための効果的な資材及び設備の整備費用	(6) 換気扇	
(3) 上記以外のトンネル栽培		(7) 頭上かん水用部材 (パイプ、ビニールホース等)	
2 病害虫対策 (1) 園芸用パイプハウス (2) 低コスト耐候性ハウス等		(1) かん水用部材 (パイプ、ビニールホース等)	
		(2) 遮光ネット	
(3) 上記以外のトンネル栽培	(1) 高通気性防虫ネット (2) 反射マルチ (3) UV-Aフィルム (4) 捕虫器		
		(1) 防虫ネット	

備考 千葉県「ちばの園芸高温対策緊急支援事業」に採択されないものに限る。

別記

第1号様式(第4条関係)

とみさと農業気候変動対策支援事業補助金交付申請書

年 月 日

富里市長 様

申請者(法人の場合は、所在地、名称及び代表者職氏名)

住 所	(〒 -) 富里市
フリガナ	
氏 名	
電話番号	自宅 () 携帯 ()

とみさと農業気候変動対策支援事業補助金を受けたいので、とみさと農業気候変動対策支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 補助金の交付申請額 金 円

2 補助事業の着手及び 着手 年 月 日
完了(予定)年月日 完了 年 月 日

3 添付書類

- (1) とみさと農業気候変動対策支援事業実施計画書
- (2) 施設又はほ場の位置図・見取図
- (3) 見積書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

第2号様式(第4条関係)

とみさと農業気候変動対策支援事業 実施計画書

1 対象施設の現状と目標

品目	施設 ／その他	現状		目標	
		令和6年度		令和7年度	
			kg・ハック		kg・ハック
			kg・ハック		kg・ハック
			kg・ハック		kg・ハック

2 事業内容・事業規模・事業量

区分	施設 ／その他	内容	補助対象施設の規模・事業量	
			構造・規格・能力等	対象面積・棟数等
高温				
病虫害				

3 対象施設の場所

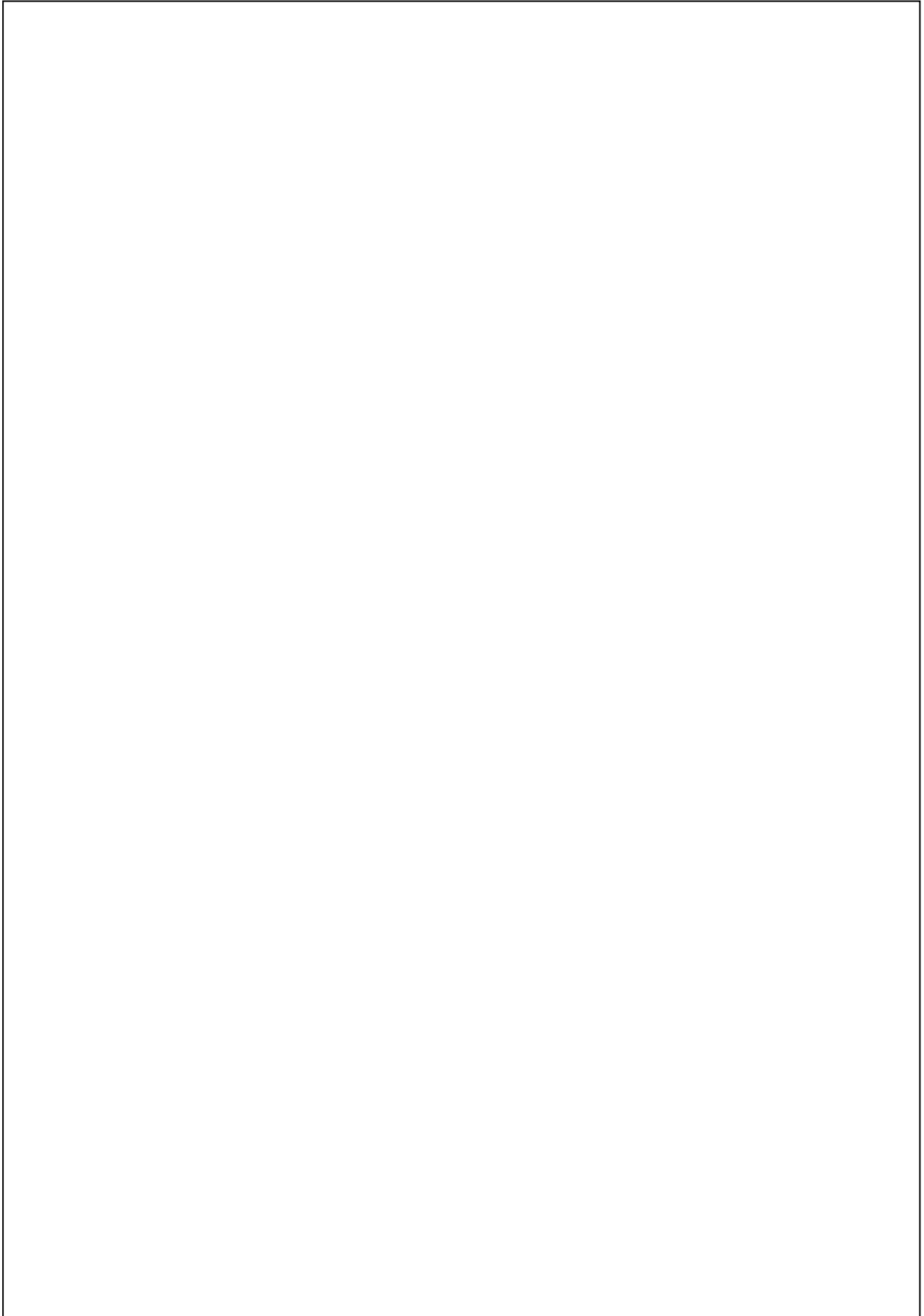
施設／その他	場所	備考
施設／その他	富里市	
施設／その他	富里市	

4 補助対象事業費

区分	事業費	補助率	補助金額
高温対策	円	3分の1以内	円
病虫害対策	円	3分の1以内	円

合 計		円		円
-----	--	---	--	---

5 施設又はほ場の位置図・見取図



指令第 号
年 月 日

様

富里市長



とみさと農業気候変動対策支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、とみさと農業気候変動対策支援事業補助金について、下記のとおり支給を決定したので、とみさと農業気候変動対策支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、通知します。

記

1 補助金の交付額 金 _____ 円

2 補助金の交付条件

- (1) 補助事業等の内容の変更又は補助事業等に要する経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業において、本年度に他の同一事業の補助金を受けていないこと。

第4号様式(第6条関係)

とみさと農業気候変動対策支援事業補助金実績報告書

年 月 日

富里市長 様

申請者(法人の場合は、所在地、名称及び代表者職氏名)

住 所	(〒 -) 富里市
フリガナ	
氏 名	
電話番号	自宅 () 携帯 ()

年 月 日付け指令第 号 をもって補助金の交付決定を受けたとみさと農業気候変動対策支援事業が完了したので、とみさと農業気候変動対策支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金の交付決定額 金 _____ 円

2 補助事業の実施期間 着手 年 月 日
完了 年 月 日

3 添付書類

- (1) とみさと農業気候変動対策支援事業実施報告書
- (2) 契約書又は請求書の写し
- (3) 領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

とみさと農業気候変動対策支援事業 実施報告書

1 対象施設の現状と目標

品目	施設 ／その他	現状		実績	
		年度		年度	
			kg・ハック		kg・ハック
			kg・ハック		kg・ハック
			kg・ハック		kg・ハック

2 事業内容・事業規模・事業量

区分	施設 ／その他	内容	補助対象施設の規模・事業量	
			構造・規格・能力等	対象面積・棟数等
高温				
病虫害				

3 対象施設の場所

施設／その他	場所	備考
施設／その他	富里市	
施設／その他	富里市	

4 補助対象事業費

区分	事業費	補助率	補助金額
高温対策	円	3分の1以内	円
病虫害対策	円	3分の1以内	円
合計	円		円

達第 号
年 月 日

様

富里市長



とみさと農業気候変動対策支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで提出のあったとみさと農業気候変動対策支援事業補助金実績報告書について、下記のとおり補助金の額を確定したので、とみさと農業気候変動対策支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 _____ 円
- 2 補助金の交付確定額 金 _____ 円

年 月 日

富里市長 様

申請者(法人の場合は、所在地、名称及び代表者職氏名)

住 所	(〒 -) 富里市
フリガナ	
氏 名	(印)
電話番号	自宅 ()
	携帯 ()

とみさと農業気候変動対策支援事業補助金交付請求書

富里農業気候変動対策支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

交 付 確 定 額 ①	円
既 交 付 済 額 ②	年 月 日 円
交 付 請 求 額 ① - ②	円

注1 既交付済額②には、概算払(前金払)を行った場合、交付年月日及び交付金額を記入すること。
2 この様式には、補助金交付確定通知書の写しを添付すること。

【補助金の振込先】

金融機関名				本・支店名(店番)		分類
金融機関コード		<input type="checkbox"/> 銀行	<input type="checkbox"/> 信用組合	支店コード		<input type="checkbox"/> 普通
		<input type="checkbox"/> 農協	<input type="checkbox"/> その他			<input type="checkbox"/> 当座
		<input type="checkbox"/> 信用金庫	()			
口座番号(右詰めで記入してください)				口座名義(カタカナで記入してください)		

※個人事業主の場合は「申請者名義」、法人の場合は「法人又は代表者名義」の口座情報を記入
※ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの振込の受取口座として利用する際の店名、口座番号等を記入